

令和3年7月伊奈町農業委員会総会議事録

令和3年7月26日（月）

議 事 録

会 議 名 令和3年7月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和3年7月26日（月）

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時00分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員（農業委員）

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 秋山 英章

高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員（農地利用最適化推進委員）

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 14 名

欠席委員（農業委員） 齋藤 勝明

（農地利用最適化推進委員） なし

議事録署名 青木 久眞 秋山 英章

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和3年7月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全11名の出席でございます。

推進委員も全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

（10：00開会）

議長

ただいまから、令和3年7月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、青木久眞委員、秋山英章委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号14番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号14番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。本案件は、〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん〇さん夫婦が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしまし

た「第1号議案番号14番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北西、〇〇〇の道を挟んだところで申請地と示しているところで先月ご審議いただいた〇〇さんの案件の隣になります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、現在事業計画者は〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸アパート暮らしをしているが、子供の成長に伴い手狭になり、本申請地に自己用住宅の建築を計画したとのこと。

資料4、5ページは土地の全部事項証明書。

資料6ページは公図の写し

資料7ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面になります。

資料11ページから13ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの事前審査の結果になります。

資料14、15ページは現在住んでいる家の賃貸借契約書。

資料16、17ページは住民表。

資料18から20ページは印鑑証明書。

資料21ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第3種農地に区分されます。第3種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約250mの距離にあり、この要件を満たしております。よって第3種農地の転用は、立地基準におきましては、許可することができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の白幡武悟委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

白幡武悟委員

今回の申請地は先月の審議いただいた隣になります。先月も確認しましたが、草もくるぶしまでの長さで適正に管理されております。また、地権者の〇〇さんにもお話を聞いてきましたが、2年前までは畑として貸していたが、借主が亡くなったため、耕作はしていなかったということです。全部で6区画で売りに出していてこれはその第1回目ということで問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の細田光一推進委員さん、意見等ありましたらお願いします。

細田光一推進委員

距離的にも〇〇〇から250mという立地ということですが、先日現地を確認してきました。現地の状況ですが、草は膝くらいですが、住宅としては問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、14番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしく申し上げます。

中本事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

○共進会（文化祭）の実施内容について

○出展規格、農業委員会による大根販売について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

8月25日、水曜日、上下水道課、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:00閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和3年7月26日

会 長

署名委員

署名委員
